

回覧

自治会の皆様へ

令和4年10月1日

千葉県共同募金会茂原市支会 支会長 田中豊彦
(公印省略)
茂原市社会福祉協議会 会長 鬼島義昭
(公印省略)
茂原市自治会長連合会 会長 西條博光
(公印省略)

令和4年度赤い羽根共同募金「戸別募金」の実施について

自治会の皆様には、日頃より共同募金運動にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、今年も10月1日から全国一斉に「赤い羽根共同募金」が始まりました。

この募金は「じぶんの町をよくするしくみ。」をテーマに、支援の必要な子どもたち、高齢者、障がいのある方、生活困窮者に向けた取り組み・支援のほか、さまざまな地域福祉活動、災害支援に役立てられます。

毎年、市内各自治会の皆様からの「戸別募金」が支援の重要な支えとなっておりますので、地域社会への貢献活動の一環として今年もご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 実施期間 令和4年10月1日(土)～令和5年3月31日(金)
2. 募金の方法 自治会単位でお取りまとめいただき、下記受付場所までご持参くださいますようお願いいたします。
3. 募金受付場所

受付場所		開館(庁)日	閉館(庁)日
① 茂原市社会福祉協議会 総合市民センター	2階 総務課	月～金曜	祝日のみ
	1階 施設課	土・日曜	
②福祉センター(二宮、豊田、五郷、豊岡、東郷)		月～日曜	
③市役所 7階 社会福祉課		月～金曜	土・日、祝日、 振替休日
④市役所 本納支所			

※ 受付時間については、8時30分から17時15分までとなります。

4. 募金の期限 令和4年12月9日(金)までにお願ひします。

*募金はあくまでも任意であり強制ではございませんが、民間福祉活動を支援するため1世帯500円を目安にご協力をお願いしております。

赤い羽根共同募金は、戸別募金の他に個人募金、法人募金、学校募金など様々な場所で行います。個人募金は、所得税や住民税など税制上の優遇措置の対象となります。詳しくは、茂原市支会まで(電話番号裏面下)お気軽にお問い合わせください。

裏面に令和3年度の助成実績を掲載しています。

赤い羽根共同募金は『県内』と「もばら」の福祉活動を支援しています

皆様からお寄せ頂いた赤い羽根共同募金は、翌年度に配分され、3割は千葉県共同募金会を通じて、県内の福祉施設・団体の活動支援（広域配分）に役立てられます。7割は、茂原市社会福祉協議会に配分され、以下のようなもばらの福祉活動（地域配分）に役立てられます。

本年度募金目標額 7,100,000円

令和2年度募金額6,839,942円は、令和3年度に以下のような福祉活動に助成しました。

【広域助成】一県内の福祉活動を助成— 2,051,942円

- 高齢者・障害者施設の送迎用車輛購入費助成
- 民間福祉施設・団体の機器及び備品購入費助成
- 高齢者、障がい者、児童・青少年福祉団体等の活動支援
- 自殺・虐待・いじめ・経済的困窮者支援等への取り組みに対する助成
- 被災者・被災地支援に対する助成 など

【地域助成】一茂原市内の福祉活動を助成— 5,118,464円

- ◆高齢者の健康と生きがい活動支援 226,000円
(長寿クラブ連合会への助成)
- ◆障がいのある方々の社会参加への支援 230,000円
(長生茂原心身障害児者親の会・身体障害者福祉会・聴覚障害者協会等への助成)
- ◆児童・青少年の健全育成の支援 150,000円
(子ども会育成連合会・児童養護施設等への助成)
- ◆ボランティア団体への活動支援 217,000円
(ボランティア団体への助成)
- ◆地域福祉活動への助成 4,295,464円

(地域福祉活動団体【民生委員児童委員協議会・自治会長連合会・地区社会福祉協議会等】への助成、災害見舞金・生活困窮者支援金の支給、社協広報紙・ホームページ運営)

※上記募金額と助成額に差異があるのは、令和2年度にコロナ禍で事業が中止となったことにより、330,464円が執行残余金となったが、令和3年度に再助成され地域福祉活動への助成にて活用したためです。

*募金実績及び助成の詳細内容は赤い羽根データベースサイト『はねっと』をご覧ください。

検索

はねっと



じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金



- 千葉県共同募金会茂原市支会（茂原市社会福祉協議会内）
- 茂原市町保13-20（総合市民センター内）
- TEL(23)1969 / FAX(23)6538
- e-mail/info@mobara-shakyo.or.jp